



ソーレ相談室から

～ソーレにはここを開く場所があります～

女性のための一般相談

家庭や職場、地域での問題などについて、相談者が問題の解決を図れるよう、電話相談や面接相談を行っています。

受付時間

毎日 9:00～17:00 (休館日を除く)
☎ 873-9555 (相談専用)

男性のための悩み相談(予約制)

男性の悩みや、不安、ストレスなどについて電話相談や面接相談を行っています。

相談日時 第1、3火曜日 18:00～20:00
相談員 心理カウンセラー

女性のための悩み相談(予約制)

法律相談

離婚、相続、DV、仕事上などのトラブルについて法的側面からアドバイスします。

相談日時 第2、4木曜日 14:00～16:00
相談員 弁護士

こころの相談

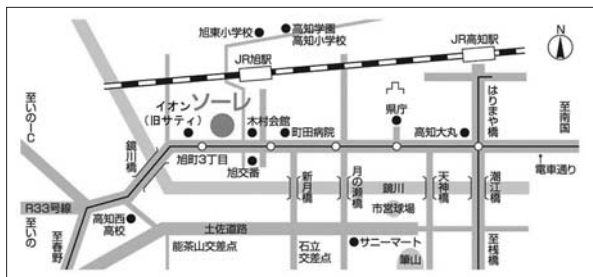
父、母、夫、子どもなど他者との関わりの中で不安やストレスを感じている方の相談に応じます。

相談日時 第1木曜日 14:00～16:00
相談員 心理カウンセラー

健康相談

年齢とともに変化する身体のこと、健康管理、病気の治療などについて、気になることを電話でお聞きします。

相談日時 第3木曜日 11:00～13:00
相談員 保健師



申込・問い合わせ

こうち男女共同参画センター「ソーレ」
〒780-0935 高知市旭町3-115
☎ 873-9100 ☎ 873-9292
※駐車場が狭いので、公共交通機関をご利用ください。



ご存じですか？ 屋外広告物にはルールがあります

屋外広告物について県からのお知らせです

ポスターや広告塔など、屋外で常時又は一定期間継続して表示される広告物は、情報伝達的手段としてだけでなく、街ににぎわいを与えてくれます。しかし、無秩序に表示されると、美しい街並みや自然景観が損なわれるだけでなく、落下や飛散による危害が予想されるため、県では、条例によって広告物が出せない地域や、許可が必要となる地域、広告物の良好な管理などについて定めています。

「屋外広告物適正化旬間」期間中(9月1日～10日)には、条例違反の貼り紙・貼り札など広告物を一斉に撤去します。

美しい街並みのためには、皆様のご理解とご協

力が必要です。よろしくお願いします。

屋外広告の広告主及び広告業者の皆さんへ

広告を出されるときは、最寄りの土木事務所(注意：高知市内は高知市役所)までお問い合わせください。また、県内で屋外広告物業を営む方は、登録が必要です。

問い合わせ

中央西土木事務所 維持管理課 ☎ 893-2114
県都市計画課HP(屋外)

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/>